



Firm News Vol. 174 September 2026

- 【お知らせ】
地域別最低賃金額改定の答申状況について
- 【法改正】カスタマーハラスメント対策の義務化について
- 【法改正】住宅による現物給与の価額改正について



▶【お知らせ】地域別最低賃金額改定の答申状況について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した2026（令和8）年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめましたのでお知らせさせていただきます。なお、今年度の改訂のポイントは、以下の通りとなります。

①47都道府県で、54円～65円の引上げ

（引上げ額が65円は1県、64円は1県、63円は2県、62円は2県、61円は4県、60円は4県、59円は5県、58円は4府県、57円は7県、56円は11道県、55円は3県、54円は3都府県）

②改定額の全国加重平均額は1,177円（昨年度1,121円）

③全国加重平均額56円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で2番目の高さ（昨年度は66円の引上げ）

④最高額（1,280円）に対する最低額（1,085円）の比率は84.8%（昨年度は83.4%。なお、この比率は12年連続の改善）

地方最低賃金審議会の答申に基づく各都道府県における改定後の地域別最低賃金額及び発行予定年月日は、以下の通りとなります。

都道府県名	答申された改定額[円]	引上げ額[円]	発効日(予定)	都道府県名	答申された改定額[円]	引上げ額[円]	発効日(予定)	都道府県名	答申された改定額[円]	引上げ額[円]	発効日(予定)	都道府県名	答申された改定額[円]	引上げ額[円]	発効日(予定)
北海道	1,131	56	令和8年10月1日	東京	1,280	54	令和8年10月1日	滋賀	1,136	56	令和8年10月3日	香川	1,092	56	令和8年10月1日
青森	1,090	61	令和8年10月29日	神奈川	1,279	54	令和8年10月1日	京都	1,180	58	令和8年11月16日	愛媛	1,093	60	令和8年11月1日
岩手	1,090	59	令和8年12月1日	新潟	1,108	58	令和8年10月1日	大阪	1,231	54	令和8年10月1日	高知	1,086	63	令和8年10月29日
宮城	1,098	60	令和8年10月1日	富山	1,119	57	令和8年10月1日	兵庫	1,172	56	令和8年10月1日	福岡	1,114	57	令和8年10月4日
秋田	1,090	59	令和8年10月14日	石川	1,113	59	令和8年10月3日	奈良	1,107	56	令和8年10月4日	佐賀	1,095	65	令和8年11月15日
山形	1,092	60	令和8年10月30日	福井	1,112	59	令和8年10月4日	和歌山	1,101	56	令和8年10月3日	長崎	1,087	56	令和8年11月2日
福島	1,094	61	令和8年10月16日	山梨	1,113	61	令和8年11月1日	鳥取	1,090	60	令和8年10月3日	熊本	1,092	58	令和8年12月1日
茨城	1,136	62	令和8年10月18日	長野	1,117	56	令和8年10月2日	島根	1,092	59	令和8年10月10日	大分	1,096	61	令和8年11月1日
栃木	1,125	57	令和8年10月1日	岐阜	1,121	56	令和8年10月1日	岡山	1,104	57	令和8年10月2日	宮崎	1,085	62	令和8年10月24日
群馬	1,120	57	令和8年10月3日	静岡	1,154	57	令和8年10月15日	広島	1,141	56	令和8年10月11日	鹿児島	1,090	64	令和8年10月25日
埼玉	1,196	55	令和8年10月1日	愛知	1,195	55	令和8年10月1日	山口	1,101	58	令和8年10月8日	沖縄	1,086	63	令和8年12月2日
千葉	1,195	55	令和8年10月1日	三重	1,143	56	令和8年10月1日	徳島	1,103	57	令和8年11月1日				

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、2026（令和8）年10月1日から2026（令和8）年12月2日までの間に順次発効される予定です。



▶【法改正】カスタマーハラスメント対策の義務化について

2026（令和8）年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。義務化直前となりましたので、改めて、「カスタマーハラスメントとは」、そして「事業主が実施すべき事項」について、ご案内させていただきます。

1. 職場における「カスタマーハラスメント」とは

職場において行われるものであって、下記①から③までの要素を全て満たすものとなります。

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

※顧客等からの苦情の全てがカスタマーハラスメントに該当するわけではありません。また、障害者から不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスタマーハラスメントには当たりません。

2. カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置（義務）

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません

（1）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する

（2）相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

（3）事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

（4）対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

（5）そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する



➤【法改正】住宅による現物給与の価額改正について

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。
このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、2026（令和8）年10月1日より、住宅による現物給与の価額が、下記の通り、改正されることとなりましたのでお知らせ致します。

(単位：円)

都道府県名	【R8.9.30まで】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳一畳につき)	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (総面積1平方 メートルにつき)
1 北海道	1,110	530
2 青森	1,040	460
3 岩手	1,110	520
4 宮城	1,520	680
5 秋田	1,110	490
6 山形	1,250	540
7 福島	1,200	540
8 茨城	1,340	600
9 栃木	1,320	590
10 群馬	1,280	550
11 埼玉	1,810	840
12 千葉	1,760	830

(単位：円)

都道府県名	【R8.9.30まで】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳一畳につき)	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (総面積1平方 メートルにつき)
13 東京	2,830	1,330
14 神奈川	2,150	1,010
15 新潟	1,360	580
16 富山	1,290	560
17 石川	1,340	580
18 福井	1,220	540
19 山梨	1,260	560
20 長野	1,250	560
21 岐阜	1,230	540
22 静岡	1,460	650
23 愛知	1,560	710
24 三重	1,260	580

(単位：円)

都道府県名	【R8.9.30まで】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳一畳につき)	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (総面積1平方 メートルにつき)
25 滋賀	1,410	640
26 京都	1,810	830
27 大阪	1,780	820
28 兵庫	1,580	730
29 奈良	1,310	580
30 和歌山	1,170	490
31 鳥取	1,190	500
32 島根	1,150	500
33 岡山	1,360	620
34 広島	1,410	670
35 山口	1,140	500
36 徳島	1,160	510

(単位：円)

都道府県名	【R8.9.30まで】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳一畳につき)	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (総面積1平方 メートルにつき)
37 香川	1,210	550
38 愛媛	1,130	500
39 高知	1,130	490
40 福岡	1,430	670
41 佐賀	1,170	510
42 長崎	1,150	510
43 熊本	1,150	530
44 大分	1,170	530
45 宮崎	1,080	490
46 鹿児島	1,110	470
47 沖縄	1,290	620

現物給与の価額Q&A

Q1：今回の改正は、どこは変更になったのでしょうか。

A1：住宅については、居住面積1畳当たりの価額から総面積1㎡当たりの価額に変更になりました。

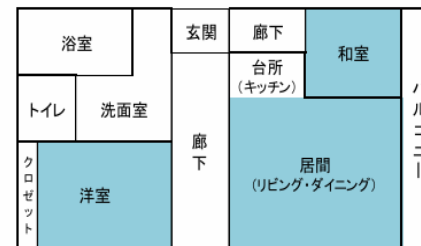
Q2：住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか？

A2：2026年9月30日までは含めずに計算し（例①）、
2026年10月1日からは含めて計算します（例②）。

Q3：現物給与価額の改正は、固定的賃金の変動に該当するのか？

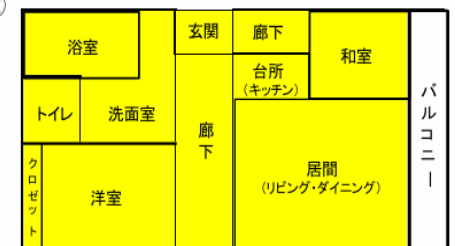
A3：「固定的賃金の変動」に該当します。

【例】①



■ の部分が対象となります。

②



■ の部分が対象となります。

